高齢者いきいき交流事業見直し後の事業概要について

高齢者いきいき交流事業(以下,「現行事業」という。)については,令和3年6月 市議会定例会厚生環境常任委員会において,事業見直しの方向性を報告しました。

その後,現行事業の利用状況等を踏まえた上で関係する団体との協議を進め,見 直し後の事業の実施内容等が定まりましたので,概要について報告します。

1 見直し後の事業の実施内容について

【事業比較】

	見直し後の事業(案)	現 行 事 業
(1) 事業名	高齢者はり・きゅう・マッサージ利用 助成事業	高齢者いきいき交流事業
(2) 対象者	市内在住70歳以上 (資格取得は70歳到達年度)	市内在住70歳以上 (資格取得は70歳到達月)
(3) 利用券	年間で3回利用できる利用券を交付	金額 (1 枚 100 円) が記載された 助成券を申請月に応じた枚数で 交付 (年間最大 120 枚)
(4) その他	介護予防把握事業を実施	

(1)事業名について

「高齢者はり・きゅう・マッサージ利用助成事業」(以下,「新事業」という。)

(2)対象者について

対象者は、現行事業と同様に、市内在住の70歳以上とします。

なお、資格取得時期については、現行事業では「70歳に到達する『月』」で すが、新事業では「70歳に到達する『年度』」に変更します。

(3)利用券について

現行事業では、表面に金額(1枚100円)が記載された助成券を、申請月に 応じた枚数(年間最大120枚)で交付していますが、新事業では、利用施設を はり・きゅう・マッサージ施術所に限定したことから、マッサージ等の施術を年 間で3回受けられる利用券を交付します。

(4)【新】介護予防把握事業の実施について

新事業において、新たに「介護予防把握事業」を実施します。

新事業の利用券を使用してマッサージ等を利用する方に対し,各施術所における施術の機会を捉え,質問用紙等を活用したフレイルチェック及び介護予防に関する情報提供を行います。

高齢者の健康状態や生活状況を把握し、利用者の状況に応じて介護予防の普及啓発及び相談機関の案内等を行うとともに、そこで得られた情報を今後の介護予防事業等に活用してまいります。

上記(2)~(4)により、高齢者にマッサージ等の利用機会を提供し、健康増進及び介護予防を図る現行事業の事業目的を継承するとともに、施術所との連携を図り、施術のみにとどまらない高齢者の介護予防に繋げていくことで、市民サービスの向上に努めてまいります。

2 今後のスケジュールについて

- (1) 令和4年1月下旬 市民周知及び新規70歳到達者への意向確認 広報ふじさわ1月25日号で現行事業の廃止及び新事業の内容についてお知らせします。併せて、令和4年度に70歳に到達する方に新事業の利用希望の確認通知を送付します。
- (2) 令和4年3月下旬 新事業利用券一斉送付 令和3年度中の高齢者いきいき交流助成券交付者及び新規70歳到達者のう ち新事業の希望者に、新事業の利用券を送付します。
- (3) 令和4年4月1日 新事業開始

(事務担当 福祉部 高齢者支援課)